

議事4

新型コロナウイルス感染症専用医療施設に係る 配分病床の運用期間の延長について

- ・新型コロナ専用医療施設の運用期間の延長について

．．． 1

1 これまでの整備状況

県は、敷地内または隣接地に仮設の専用医療施設を整備する医療機関を公募し、特例病床を承認。

⇒ **これまでに8病院、255床(うち新規176床)を整備し、運用を開始した。** (運用後の追加病床含む)

- 運用期間 : 令和3年度末まで
- 補助対象 : 病棟建設費、リース料、解体費等
- 財 源 : 緊急包括支援交付金 (国庫10/10)

(公募により整備した専用医療施設)

医療機関名	病床数	運用期間	患者移転・解体工期
A病院	19床	R2.12.1~R3.12末	3か月
B病院	80床	R3.1.1~R3.11末	4か月
C病院	20床	R3.2.25~R4.1中旬	2.5か月
D病院	70床	R3.3.1~R3.12末	3か月
E病院	22床	R3.3.1~R3.12末	3か月
F病院	10床	R3.3.29~12末	3か月
G病院	22床	R3.3.29~R3.10末	5か月
H病院	12床	R3.3.30~R3.12中旬	3.5か月
合計	255床		

2 今後の対応

病棟を今年度末までに解体・撤去するには、年末頃に新規患者の受入に制限が出始める。

⇒ 11月に接種を完了させる予定のワクチンの効果が出始めるには、なお時間を要するため、**昨年も感染が拡大した年末以降に病床がひっ迫する可能性がある。**

(患者受入と解体までのスケジュールイメージ)

11月	12月	1月	2月	3月
患者受入可能		患者移転	解体・撤去	

現在の感染動向を踏まえ、**令和4年度末まで運用期間を延長する。**